

秋田県公報

目次	ページ
告示	
○結核予防法による医療機関の指定(七一八・大仙保健所)...	1
○結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(七一九・七二〇大仙保健所)...	1
○争議行為の予告(七二一・雇用労働政策課)...	1
○道路区域の変更(七二二・道路課)...	1
○道路の供用開始(七二三・道路課)...	2
公告	
○県営土地改良事業の換地計画の決定(山本地域振興局農林部)...	2
○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)...	2

告 示

秋田県告示第七百十八号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年十月十日
 秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

名 称	所 在 地	指定年月日

道路の種類	旧新別	路線名

名称	所在地	辞退年月日
大仙市神宮寺字郷下六十三番地七		平成十八年四月一日

秋田県告示第七百十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年十月十日
 秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞退年月日
奈良産科婦人科 医院	仙北市角館町田町上一番 地三番地の一合併	平成十八年三月十二日

秋田県告示第七百二十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年十月十日
 秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞退年月日
富永皮膚科医院	大仙市大曲黒瀬町六一三十 三十五	平成十八年六月八日

秋田県告示第七百二十一号

平成十八年九月二十五日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、

労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。
 平成十八年十月十日
 秋田県知事 寺田典城

- 一 事件
- (一) 賃金の改善に関する事。
 - (二) 諸手当の改善に関する事。
 - (三) 要員確保に関する事。
 - (四) 労働条件の改善に関する事。
- 二 日時
 平成十八年十月二十四日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。
- 三 場所

- 鹿角市花輪字八正寺十三番地 鹿角組合総合病院
 - 北秋田市花園町十番五号 北秋中央病院
 - 能代市落合字上前田内 山本組合総合病院
 - 山本郡三種町森岳字田尻百七番地 山本組合総合病院
 - 森岳診療所
 - 南秋田郡八郎潟町川崎字具保三十七番地 湖東総合病院
 - 秋田市飯島西袋一丁目一番一号 秋田組合総合病院
 - 由利本荘市川口字家後三十八番地 由利組合総合病院
 - 大仙市大曲通町一番三十号 仙北組合総合病院
 - 横手市駅前町一番三十号 平鹿総合病院
 - 湯沢市山田字勇ヶ岡二十五番地 雄勝中央病院
 - 秋田市八橋南二丁目十番十六号 秋田県厚生連本所
- 四 概要
 救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第七百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十八年十月十日
 秋田県知事 寺田典城

敷地の幅員(メートル)

延長(キロメートル)

延長(キロメートル)

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

県道		新	旧
		湯沢雄物川大曲線	湯沢雄物川大曲線
C	B	A	B
大仙市角間川町字二本杉六七番二地先から藤木字東八圭一〇四番地先まで	大仙市角間川町字二本杉六七番二地先から藤木字東八圭一〇四番一地先まで	大仙市角間川町字二本杉六七番二地先から藤木字東八圭一〇四番一地先まで	大仙市角間川町字二本杉六七番二地先から藤木字東八圭一〇四番一地先まで
七・〇〇〇七四・〇〇	七・〇〇〇七四・〇〇	六・〇〇〇二九・四〇	二・四〇〇七四・〇〇
一・七五七	一・九六三	一・九〇六	〇・九二三

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年十月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第七百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十八年十月十日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	鷹巣川井堂川線	北秋田市芹沢字宮の下二八番二から三里字中一四三番二まで

二 供用開始の期日 平成十八年十月十二日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年十月十日から同月二十三日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十月十日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（荻橋堰地区 県営担い手育成基盤整備事業）換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十八年十月十一日から同年十一月八日まで

三 縦覧場所 能代市役所本庁舎

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、八郎潟西部土地改良区連合から次のとおり役員 の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十八年十月十日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

男鹿市脇本富長字飯ノ森三十八番地一 柏木 幸吉

二 就任理事の住所及び氏名

男鹿市脇本富長字大倉五十一番地 吉田 陽一

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862 8766 FAX 863 0005
E-mail: matsubara@natsubara-insu.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄